

広島県告示第千百五十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

令和二年十一月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
四九	三原市小坂町字中ノ窪一〇一四四番の一部、一〇一四九番の一部、一〇一五〇番の一部、三原市小坂町字稗ヶ迫一〇一五五番、一〇一五六番の一部、一〇一五七番の一部、一〇一五八番の一部、五六一番の一部、五六三番の一部、五六四番、五六七番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号